

駐 車 場 法 チ ェ ッ ク シ ー ト

駐車場名：

駐 車 場 法		届出者記入欄		判定
		設計値等	備考	
第 1 条 (目的)	この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。			
第 1 1 条、 第 1 2 条 (届出要件)	駐車供用面積が 5 0 0 m ² 以上か			
	都市計画区域内か			
	駐車料金を徴収するか			
省令第 1 条 (添付図面)	位置を示した縮尺 1 / 1 0 , 0 0 0 以上の地形図			
	縮尺 1 / 2 0 0 以上の平面図 (区域、出入口、車路、その他の主要な施設、付近の道路等)			
	建築物である路外駐車場にあっては縮尺 1 / 2 0 0 以上の各階平面図及び2面以上の立面図、断面図			
施行令第 7 条 (構造、設備の 基準適合)	1 . 自動車の出口、入口は適正か			
	道路交通法第44条で定められた駐停車禁止部分にないか			
	横断歩道橋 (地下横断歩道含む) の昇降口から 5 m 以内でないか			
	各施設の出入口から 2 0 m 以内と当該出入口の反対側及びその左右 2 0 m 以内でないか <各施設> 小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館			
	橋にないか			
	幅員が 6 m 未満の道路にないか			
	縦断勾配が 1 0 % を超える道路にないか			
	前面道路が 2 以上ある場合、自動車の出入口が自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路にあるか			
	駐車場供用面積が 6 , 0 0 0 m ² 以上のとき、出口、入口は分離 構造で、かつ、それらは道路に沿って 1 0 m 以上離れているか			
	すみ切りの必要はないか、構造は適当か			
	出口付近の見通しは十分か			
施行令第 8 条 (車路の構造)	1 . 車路を円滑かつ安全に走行できるか			
	2 . 車路の幅員は次の基準を満たすか			
	料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行の車路の幅員は 2 . 7 5 m (1 . 7 5 m) 以上あるか			
	を除く一方通行の車路の幅員は 3 . 5 m (2 . 2 5 m) 以上あるか			
	その他の車路の幅員は 5 . 5 m (3 . 5 m) 以上あるか			
	3 . 建築物である路外駐車場の場合次の基準を満たすか			
	はり下の高さは 2 . 3 m 以上あるか			
	屈曲部を 5 m (3 m) 以上の内のり半径で回転できるか			
	傾斜部の縦断勾配が 1 7 % 以下か			
	傾斜部の路面は粗面か、滑りにくい素材で仕上げているか			

() は
自動二輪
車専用の
場合

駐 車 場 法 チ ェ ッ ク シ ー ト

駐車場名：

駐 車 場 法		届出者記入欄		判定
		設計値等	備考	
施行令第9条 (駐車場供用部の高さ)	1 . 建築物である路外駐車場の駐車供用部分のはり下の高さは2 . 1 m以上あるか			
施行令第10条 (避難階段)	1 . 建築物である路外駐車場の場合、避難階段又はこれに代わる設備を設けてあるか		避難階段は建築基準法施行令第123条第1項もしくは第2項参照	
施行令第11条 (防火区画)	1 . 建築物である路外駐車場に給油所その他火災の危険のある設備を附置するときは、施設と路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備により区画してあるか		建築基準法第2条第7項に規定する耐火構造 建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備	
施行令第12条 (換気装置)	1 . 建築物である路外駐車場の場合、内部の空気を1時間に付き10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置はあるか 対象面積については駐車マスおよび車路等も含む。		ただし書きあり	
施行令第13条 (照明施設)	1 . 建築物である路外駐車場の場合、次の照度を保つ照明装置があるか			
	自動車の車路の路面 10ルクス以上			
	自動車供用部分の床面 2ルクス以上			
施行令第14条 (警報装置)	1 . 建築物である路外駐車場の場合、自動車の出入りや道路交通の安全確保に必要な警報装置を設けてあるか			
施行令第15条 (特殊の装置)	1 . 国土交通大臣が認める特殊の装置に該当するものがあるか			